

令和7年5月27日

保護者の皆様

神石高原町立油木小学校
校 長 六 原 三 枝

気象警報等が発令された場合の「臨時休業等」の対応について

新緑の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本校では、自然災害等により、気象警報等が発令された場合の「臨時休業等」の対応を次の通り措置いたします。保護者の皆様には、趣旨をご理解の上、対応の際にはご協力くださいますようお願いいたします。

【学校の臨時休業措置の判断について】

次の4点の規準に基づき、学校長が判断し臨時休業を決定します。

- (1) 午前6時の時点で、町内に避難指示(警戒レベル4)が発令されている場合
- (2) 警報が発令され、且つ児童が通学することに危険が想定される場合
- (3) 大雨・積雪等により、通学バスが運行されない場合
- (4) 自然災害等により、学校及び周辺に被害が発生、又はその恐れがあり、児童の安全を確保する必要が生じた場合

【臨時休業措置における連絡方法について】

- (1) 町告知端末を利用して、午前6時15分頃までに放送(ページング放送)します。
- (2) 午前6時15分頃までに保護者メールにて連絡します。

【その他】

- (1) 前日に「警報」が発令された場合等、「登校時」「下校時」の状況を勘案して、児童が安全に登下校することが難しいと判断した場合は、前日に、ページング放送又はメール配信で臨時休業のお知らせをする場合があります。
- (2) 下校時に「警報」が発表され、以後、解除の見通しが立たない場合は、児童を学校に待機させ、保護者にお迎えをお願いすることがあります。この場合は、メール配信でお知らせします。
- (3) 警報発令時、町営バスの一部路線が運行を停止した場合でも、校区内のスクールバス路線が平常通り運行できる場合は、運行されます。(町営バス路線が一部停止しても、スクールバスが運休になるとは限りません。)
- (4) 校区内に「警報」が発令されていても、解除の見通しがあり、安全に登校できると判断した場合は、平常通り学校があります。
- (5) メール配信やページング放送がない場合は平常通り学校があります。
- (6) 臨時休業になったときには、安全確保のため、外出せず、自宅等で学習に取り組むことや、警報解除後も、河川の氾濫や崖崩れ等の災害に備えるよう学校で指導しますので、家庭でも指導してください。